

花輪線利用促進協議会規約

設 定 平成21年11月20日

(名称)

第1条 この会は、花輪線利用促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、花輪線の利用促進を図るため、所要の活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 花輪線の沿線住民の利用啓発、利用促進に資する事業
- (2) 花輪線の観光利用の促進に資する事業
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会の正会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 盛岡市、滝沢市、八幡平市、鹿角市、大館市
- (2) 岩手県、秋田県
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社

2 協議会の賛助会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この会の趣旨に賛同する市町村
- (2) 前項第1号に掲げる市町村に所在し、この会の趣旨に賛同する経済団体等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この会の趣旨に賛同するもの

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 監 事 1名

2 役員は、正会員の中から総会において選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、補欠のため選任された役員の任

期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の経理を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、第4条に掲げる正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）をもって構成し、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 事業計画の決定及び変更に関する事

(2) 予算及び決算に関する事

(3) 規約の制定及び改廃に関する事

(4) その他会長が必要と認めた事項に関する事

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

4 会員は、やむを得ない理由により出席できない場合は代理を出席させることができることとし、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

5 会議の議決は、出席会員の全員一致で決する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長が招集し、協議会事務局の長がその議長となる。

2 幹事会は、正会員の所属する団体等の代表者が指名する者をもって組織し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項に関する事

(2) 協議会の目的を達成するために実施する事業の企画、運営に関する事

(3) その他会長が必要と認める事項に関する事

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理させるため、会長が所属する市町村の担当部局に事務

局を置く。

(会計)

第11条 協議会の経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもってあてる。

2 負担金の額は、総会の議決を経て定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月28日から施行する。